



Economic Partnership Agreement



～経済連携協定の利用にあたって～



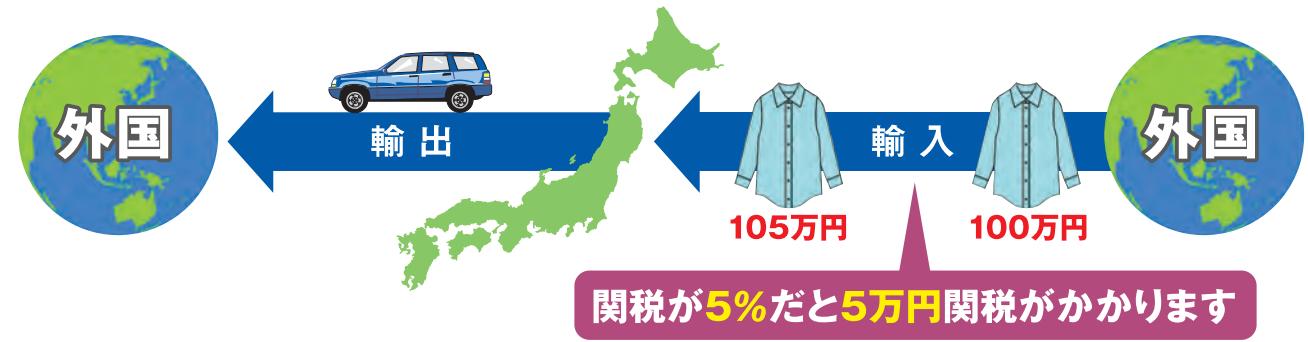
財務省税関



財務省税関

EPA(Economic Partnership Agreement)とは

関税とは：輸入品にかかる税のこと



特定の国や地域同士での貿易を促進するために、輸出入にかかる関税の撤廃・削減などを約束したものがEPAです。

国同士が交渉してEPAができるので、約束の内容は各EPAで異なります。

EPA=経済連携協定

●モノ・サービスに加え、投資の自由化、規制の緩和、制度の調和等、幅広い経済関係を強化。

人の移動、
政府調達

貿易円滑化、
基準認証

関税協力
二国間協力

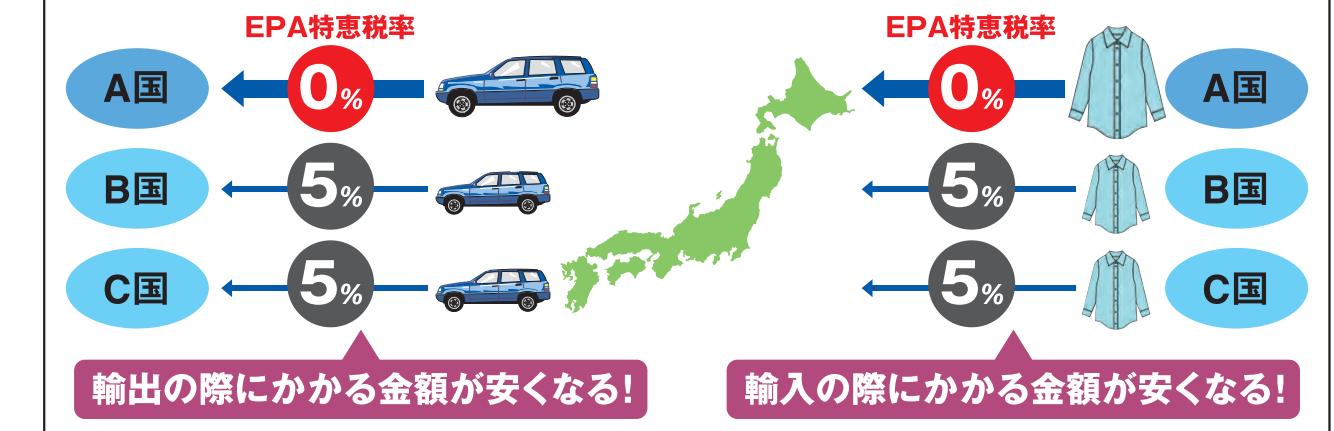
特定の国・地域の產品に
より低い税率を課すことを
可能にします。

輸出入の際にかかる関税
が安くなります！

CONTENTS

EPAとは	2
EPAのメリット(輸出面)	3
EPAのメリット(輸入面)	4
EPAを利用したいと思ったら	5~11
EPAを使うと	12
問合せ情報	13~14

日本とA国がEPAを結んだ場合



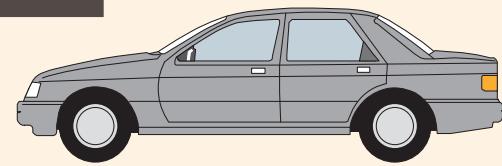
(注)原産国を決定するためのルールが原産地規則

EPAのメリット(輸出面)

EPAにより、相手国が日本製品・日本产品にかける関税が引下げられます。関税引下げで自動車などの日本製品の価格競争力が向上するほか、農林水産品の輸出の拡大にも寄与することが期待されます。

(日EU・EPAの例)

関税率



●乗用車:

EU側関税率10%が発効
後8年目に撤廃

●水産物・緑茶など:

EU側関税の即時撤廃

GI(地理的表示)



但馬牛
(兵庫県)



神戸ビーフ
(兵庫県)

●EUで我が国GIを保護 EUでの日本产品のブランド化

※GI(地理的表示)とは、品質等の特性が产地と結びついている農林水産物・食品の名称

EU側の規制の緩和



●「日本ワイン」の輸入規制の撤廃、単式蒸留焼酎の容量規制の緩和

これまで輸出できなかつた四合瓶・一升瓶のまま輸出が可能に。

EPAのメリット(輸入面)

寿司ネタ [日チリ、日タイ、日フィリピン、日ベトナム、日インドネシア等のEPA]

寿司ネタとなるエビ調製品、サーモン、アボカド等の関税を撤廃又は徐々に削減。



例えば、エビ調製品100万円分購入した場合、通常の税率: 5.3% → 関税が5万3千円かかります。

日タイEPAを利用する場合、無税 → 関税は無税です。

牛肉 [日メキシコEPA]

通常より低い関税で輸入できる牛肉・牛
肉調製品の関税割当枠を設置。



豚肉 [日メキシコEPA]

通常より低い関税で輸入できる関税割当
枠を設置。



衣類 [日ベトナムEPA]

EPAの
発効時に
関税を撤廃。



ワイン [日EUEPA]

「EU産ワイン」の
関税撤廃により、
色々なワインを気軽
に愉しめるよう
になりました。



革製品 [日EUEPA]

かばん・ハンドバッグ等の革製品の段階的な関税撤廃により、ショッピングの幅が広がります。



タイ料理人 [日タイEPA]

タイ料理人の国家資格保有者につい
ては、その入国要件を、「業務経験10
年以上」から「実務経験5年以上」へ
緩和。

(注) それぞれ、代表的なEPAを記載。

EPAを利用したいと思ったら (輸入の例)

① 輸入先国と日本がEPA等を締結しているか



② 輸入する物品は関税引下げの
対象になっているか



③ EPAにおける相手国で作られた物品であるか、
など原産地規則を満たしているか



④ 税関での申告に必要な書類(原産地証明書等)を
整え、EPA税率で輸入申告します

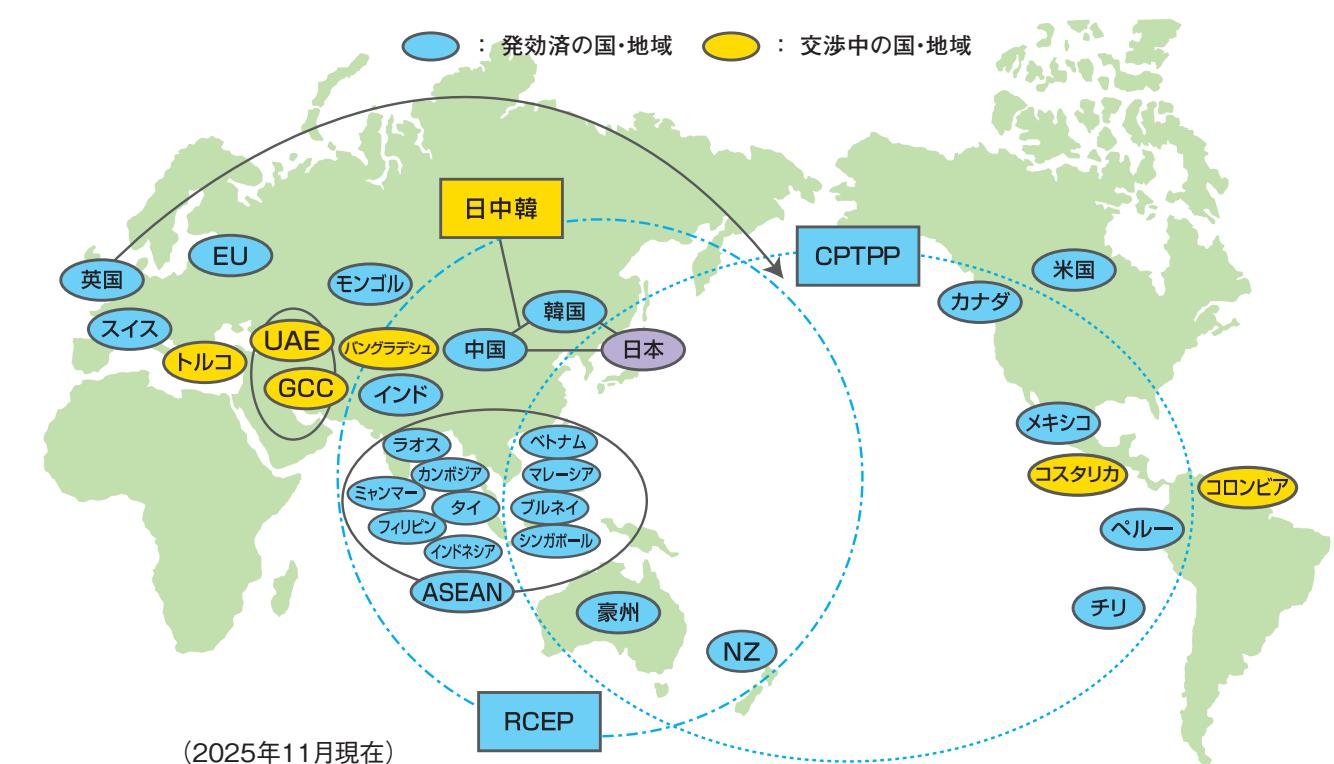
(注)日本税関からの事後的な検証に対応いただく場合があります。

① 輸入先国と日本がEPA等を締結しているか

発効済

シンガポール(2002年11月(07年9月改定))
メキシコ(2005年(12年4月改定))
マレーシア(2006年7月)
チリ(2007年9月)
タイ(2007年11月)
インドネシア(2008年7月)
ブルネイ(2008年7月)
ASEAN(2008年12月)
フィリピン(2008年12月)
スイス(2009年9月)

ベトナム(2009年10月)
インド(2011年8月)
ペルー(2012年3月)
豪州(2015年1月)
モンゴル(2016年6月)
CPTPP(2018年12月)
EU(2019年2月)
米国(2020年1月)
英国(2021年1月)
RCEP(2022年1月)



② 輸入する物品は関税引下げの対象になっているか①

輸出入の際、物品には「統計品目番号」という背番号がふられます。この統計品目番号ごとに関税引下げ対象が決められています。そのため、まずは輸入する物品の統計品目番号を特定しましょう。

(例) (詰め物をしていない) チョコレート菓子の統計品目番号

統計品目番号も、世界で話し合って共通の番号を決めているよ。

(第18類：ココア及びその調製品)

1806.32-100

世界共通

国ごとに異なる



※流通する品物が時代と共に変わることから、統計品目番号は定期的に改正されます。ご利用される協定が採用している統計品目番号のバージョンをご確認ください。

(2025年11月現在)

HS2002	日シンガポール、日メキシコ、日マレーシア、日チリ、日タイ 日インドネシア、日ブルネイ、日ASEAN、日フィリピン
HS2007	日イスラエル、日ベトナム、日インド、日ペルー
HS2012	日オーストラリア、日モンゴル、CPTPP、RCEP
HS2017	日EU、日米貿易協定、日英

② 輸入する物品は関税引下げの対象になっているか②

輸入する物品の統計品目番号を特定したら、関税引下げ対象となっているか(=特惠税率が設定されているか)を確認しましょう。

(例)

チョコレート菓子の場合



基本税率
10%

キャンディの場合



基本税率
25%

↓

日EU EPA特惠税率
無税

(注)発効後段階的に11年目に撤廃

税関HPに掲載している「実行関税率表」で確認できます。

③ EPAにおける相手国で作られた物品であるか、など
原産地規則を満たしているか

EPAを結んでいる国から輸出されれば何でもいいという訳ではありません。

相手国で**完全に得られたものであったり**、十分な加工がなされて
いることが必要になります！

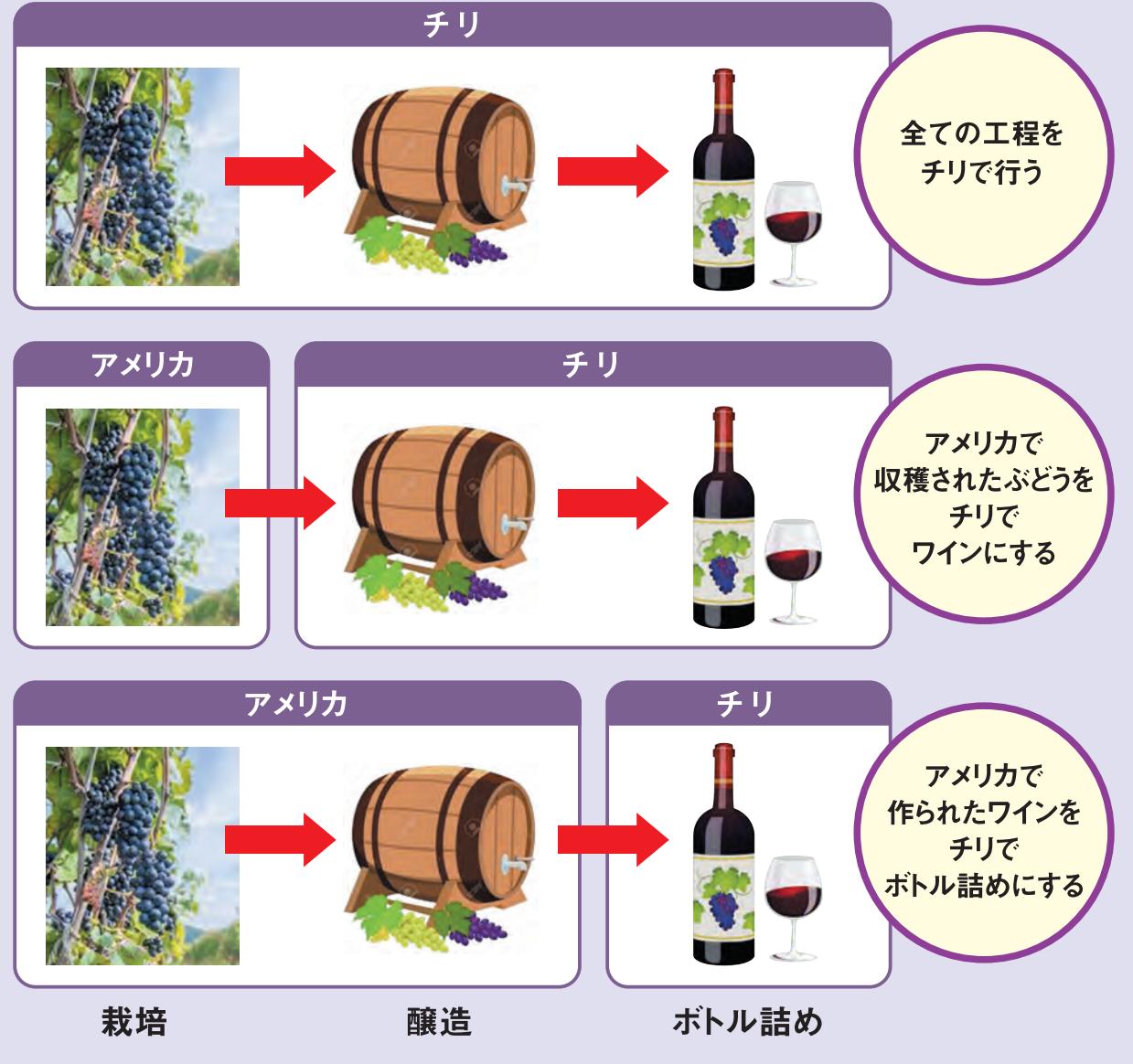
A国で製造したものを
EPA相手国で梱包しただけ

A国で製造したものを
EPA相手国でラベル貼りを
しただけ

「十分な加工」が何を指すかはEPAごと、統計品目番号ごとに
決まっています。

日チリEPA

(問) チリ産のワインは、どれでしょうか？



答えは次ページ下部に記載

EPAを使うと…

- ④ 税関での申告に必要な書類(原産地証明書等)を整え、EPA税率で輸入申告します

原産品であることの証明として、原産地証明書等を提出してください。

原産地証明書 (日ASEAN・EPAの例)

※EPAごとに様式が異なります

1. Goods consigned from (Exporter's name, address, country)	Reference No.: THE AGREEMENT ON COMPREHENSIVE ECONOMIC PARTNERSHIP AMONG NINE STATES OF THE ASSOCIATION OF SOUTHEAST ASIAN NATIONS AND JAPAN (AJCEP AGREEMENT) CERTIFICATE OF ORIGIN		
2. Goods consigned to (Importer's/Consignee's name, address, country)	FORM AU Issued in JAPAN		
3. Means of transport and route (as far as known)	4. For Official Use		
Shipment date	Preferential Treatment Given Under AJCEP Agreement		
Vessel's name/Aircraft etc.	Preferential Treatment Not Given (Please state reasons)		
Port of discharge	Signature of Authorized Signatory of the Importing Country		
5. Item number (as necessary); Marks and numbers of packages; Number and kind of packages; Description of goods (including quantity where appropriate and HS number of the Importing Party at 6-digit level)	6. Preference criteria (see Notes overleaf)	7. Quantity (gross or net weight or other quantity)	8. Number and date of invoices
9. Remarks			
Third Country Involving	Issued Retrospectively		
10. Declaration by the exporter	11. Certification		
The undersigned hereby declares that the above details and statements are correct; that all the goods were produced in (Country) and that comply with the requirements specified for these goods in the AJCEP Agreement for the goods exported to (Importing Country) Place and date, printed name, signature and company of authorized signatory			
Place and date, printed name, signature and stamp of Competent Governmental Authority or Designee			



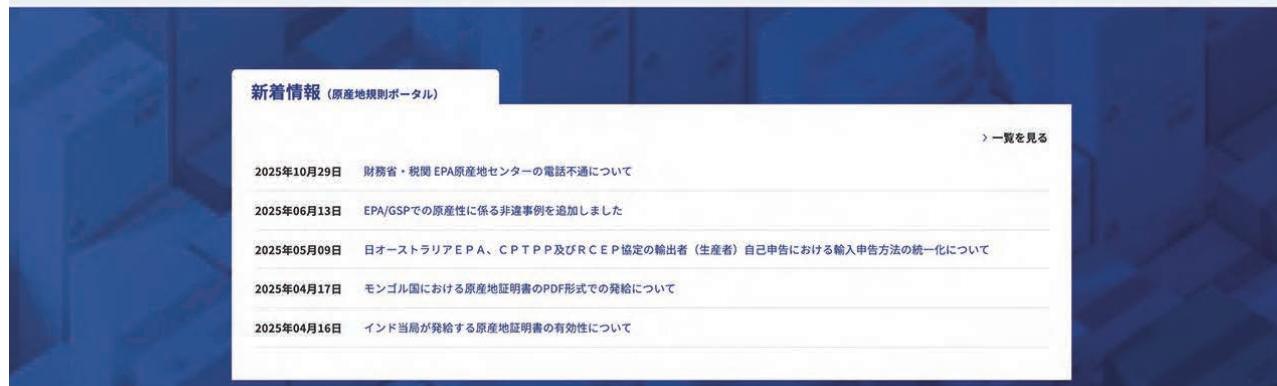
◆ EPAのメリットを
大いに活用しましょう!

(答) 日 チリ EPAでは「すべての工程をチリで行う」場合のみチリ産ワインと認められます。

より詳しい情報は、
税関HPをご覧ください。

「経済連携協定（EPA/FTA）（関税・税関関係）」
https://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/fta-epa_index.htm

「EPA・原産地規則ポータル」
<https://www.customs.go.jp/roo/index.htm>



ご不明点やご相談は、
税関HP上のお問合せ先や所轄の税関に
お気軽にお問い合わせください。

EPAのご利用に関するご要望・ご質問等について

EPAの利用（輸出・輸入）に関し、ご要望やご質問等がございましたら、
下記のリンクよりご連絡ください。

EPA利用に関する税関HP上のお問合せ先

<https://www.customs.go.jp/quest/index.htm>

原産地規則や原産地手続に関するお問合せはこちちら

<https://www.customs.go.jp/roo/origin/question.htm>